第明治三十五種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件
（文部科学・環境二）　一

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十七年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六
平成二十七年度税務職員採用試験公告
（同）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　一〇

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本放送協会放送受信規約の一部変更、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会公示送達関係　三七

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

△

○

告示

○文部科学省環境省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月二十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年五月十一日

文部科学大臣　下村　博文
環境大臣　望月　義夫

承認番号　15―26P―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立研究開発法人　農業生物資源研究所 理事長　廣近　洋彦 茨城県つくば市観音台２－１－２
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	複合病害抵抗性イネ（*WRKY45*遺伝子発現イネ、*Oryza sativa* L．日本晴；ＮＩＡ－ＯＳ001－８）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県つくば市観音台２－１－２ 名　称：国立研究開発法人　農業生物資源研究所 隔離ほ場 使用期間：承認日から平成32年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場全体の外側に、メッシュフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げる。 ⑶　鳥類の摂食を防ぐため、遅くとも出穂期までには、栽培区域に防鳥網を設置し、刈取り後に撤去する。なお、調査、収穫作業等のため防鳥網を外す場合には、できる限り短期間とし、作業等終了後、直ちに再度設置する。 ⑷　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網又はビニルハウス等の設置を行う場合がある。 ⑸　使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄するための洗場を設置している。 ⑹　水田については、本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への漏出を防止するために、浸透ます等の設備を排水系統に設置している。 ⑺　本隔離ほ場は、直近の一般農家の水田から約750m、また、本研究所や他の研究機関の有する直近の水田から約200mの隔離距離を確保している。